

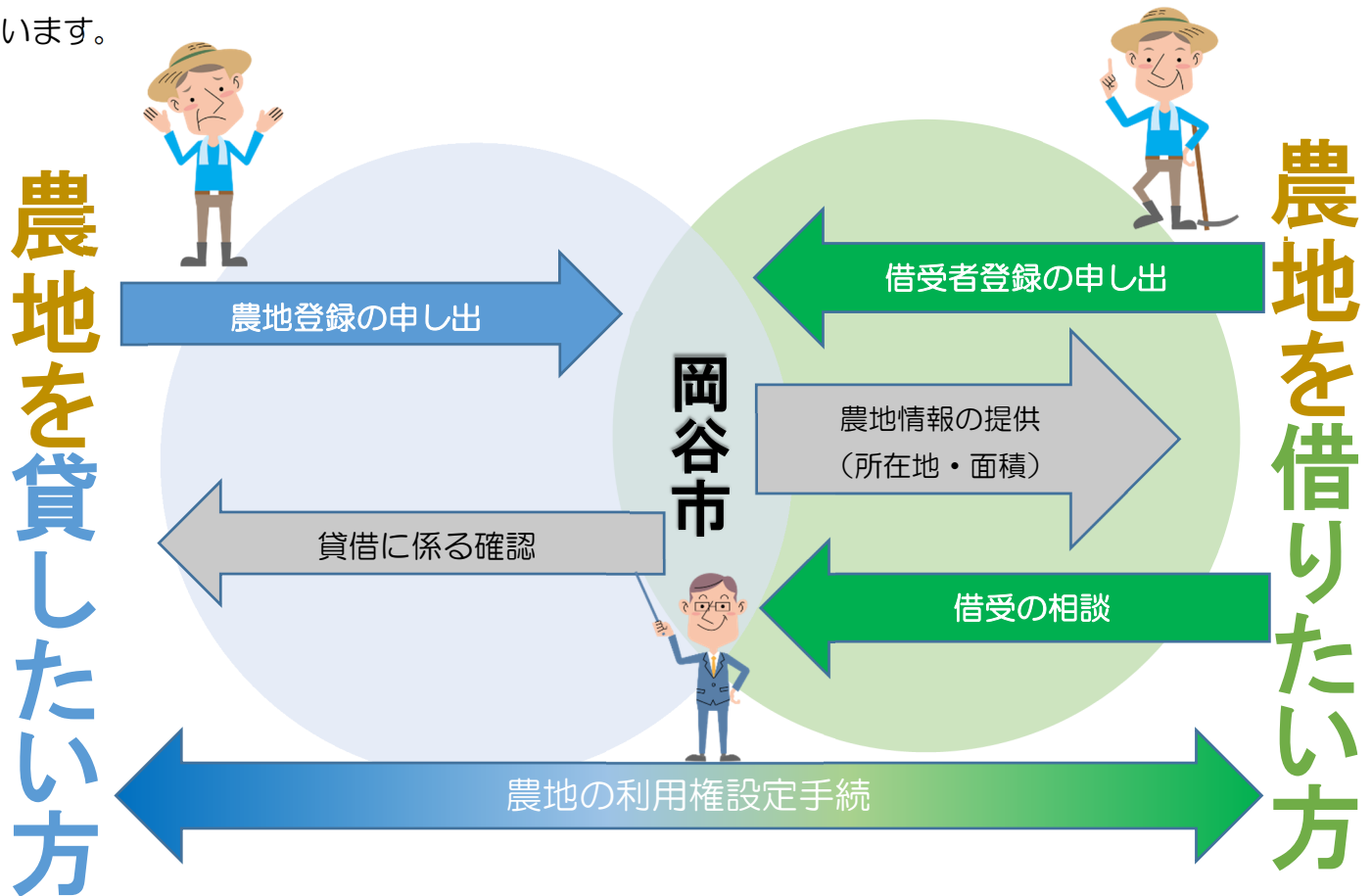


農地を  
貸したい方  
借りたい方  
を募集しています



## 岡谷市農地マッチングシステムのご案内

岡谷市農林水産課・農業委員会事務局では、農地の貸し借りをスムーズに行うため、農業者の高齢化や担い手不足等の進展による貸したい農地の情報と、安心・安全な農産物の栽培や、生きがいの場づくり等のため農地を探している方の情報を結びつけて、マッチングする事業を推進しています。



※なお、この利用権の設定は、両者の間に市が入って、あらかじめ貸借期間等の条件を定め、期間終了後は貸し手に無条件で自動的に返還されることになるため、当事者は安心して農地の貸し借りができます。

市へ登録する利点

農地を  
貸したい方  
借り手が見つかり  
やすくなります



農地を  
借りたい方  
農地情報が  
得やすくなります

## 《登録の際に同意いただきたい内容》

### 農地を貸したい方

#### 農地登録の申し出

登録できる農地は、原則として下記の条件を全て満たすことが必要です。

- 耕作に適する土壌  境界が明瞭
- 公道に接している  日照・排水が良好
- 面積が100㎡以上ある

※相続税納税猶予の特例を受けている農地は、ご相談ください。

※申し出をいただいても、状況によっては登録できない場合があります。

※登録後も借り手が見つかるまでは、ご自身で農地を管理してください。

#### 農地情報の提供

借受希望者に提供する農地情報

- ・所在地（地番）
- ・地目
- ・面積
- ・希望賃借料
- ・利用条件

### 農地を借りたい方

#### 農地情報の提供

借受希望者に提供する農地情報

- ・所在地（地番）
- ・地目
- ・面積
- ・希望賃借料
- ・利用条件

※農地の地図等、より詳しい情報が必要な方は、ご相談ください。

※農地情報を第三者に提供することは、行わないようお願いいたします。

#### 借受の相談

借受を希望する農地がある場合は、ご連絡ください。



### 農地を貸したい・借りたい方

#### 賃借料、貸借期間等の条件

農地を貸す方と借りる方の当事者間でご相談のうえ、決めていただきます。

※農地の貸し借りは、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定により有効になります。

※農地の貸し借り終了の際に、離作料が発生することはありません。

●岡谷市役所農林水産課・農業委員会事務局までお問合せください。

問い合わせ先

岡谷市役所 4階 農業委員会事務局  
Tel. 0266-23-4811（内線 1488）  
Fax. 0266-23-6448

